

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十九年十月二十日

川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第三号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十九年十月二日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県飯能市岩沢三百二十一番一から 三百二十三番二まで</p> <p>埼玉県飯能市岩沢百五十三番から 百六十三番まで</p> <p>埼玉県飯能市岩沢四百八十三番一から 四百八十四番まで</p> <p>埼玉県飯能市岩沢四百二十九番一から 四百四十三番二まで</p> <p>埼玉県飯能市岩沢三百三十四番一から 三百三十九番四まで</p> <p>埼玉県飯能市岩沢五百二十九番一から 五百八十番まで</p> <p>埼玉県飯能市岩沢五百八十番から 五百九十三番八まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>百三十七・五</p> <p>百十三・〇</p> <p>三十五・〇</p> <p>百三十五・〇</p> <p>六十六・〇</p> <p>百六十五・六</p> <p>八十四・七</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>九・〇</p> <p>四・〇</p> <p>四・〇</p> <p>四・〇</p> <p>四・〇</p> <p>十二・〇から 十六・〇</p> <p>九・〇</p>